

■幼児教育・保育の無償化対象施設・事業

利用する施設（事業）		対象者の子ども	保育の必要性 （※1）	無償化の 手続き	保育料無償化の 上限額（月額）
保育所 認定こども園（保育所部分） 小規模保育施設		3～5 歳児	あり	—	全額
		市民税非課税世帯の 0～2 歳児			
認定こども園 （幼稚園部分）	通常（教育）時間	満 3 歳（※2）～5 歳児	—	—	全額
	預かり保育	3～5 歳児	あり	必要	11,300 円（※3）
		市民税非課税世帯の満 3 歳（※2）			16,300 円（※3）
私学助成 幼稚園	通常（教育）時間	満 3 歳（※2）～5 歳児	—	必要	25,700 円
	預かり保育	3～5 歳児	あり	必要	11,300 円（※3）
		市民税非課税世帯の満 3 歳（※2）			16,300 円（※3）
認可外保育施設 一時預かり、病児保育 ファミリー・サポート・センターなど		認定こども園などを利用していない 3～5 歳児	あり	必要	37,000 円
		認定こども園などを利用していない 市民税非課税世帯の 0～2 歳児			42,000 円
企業主導型保育施設（地域枠）		3～5 歳児、市民税非課税世帯の 0～ 2 歳児	あり	必要	標準的な保育料 （※4）

※1 「保育の必要性があり」とは、保護者が就労をしているなど、市が定める「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合をいいます。

「保育の必要性」がない子どもが、預かり保育、認可外保育施設などを利用した際の利用料は、これまでどおり全額保護者負担です。

※2 「満 3 歳」とは、3 歳になった日から最初の 3 月 31 日までの期間です。

※3 1 日あたりの上限額は 450 円です。

※4 「標準的な保育料」とは、国の企業主導型保育事業費補助金実施要綱において、企業主導型保育事業における標準的な利用料として示している額です。